

平成25年第13回茂原市教育委員会会議（11月定例会）日程

11月14日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市茂原駅前学習プラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第4号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第5号 茂原市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について

（報告事項）

1 平成25年度12月補正予算要求について

2 平成26年成人式について

3 平成25年第14回（12月定例会）及び平成26年第1回（1月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 その他

（決定事項）

1 教育委員会委員長の選挙

2 教育委員会委員長職務代理者の指定

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から第5号は原案どおり可決されました。決定事項については、次期教育委員会委員長に足立委員、次期教育委員会委員長職務代理者に鎌田委員が決定しました。(任期は平成25年12月17日から1年間)

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成25年第13回（定例会）

- 1 期日 平成25年11月14日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後5時05分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 齋藤 晟
委員長職務代理者 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎
委員 鈴木 一代
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 中山 邦彦
学校教育課長 宮本 昌典
学校教育課主幹 木島 明良
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 唐鎌 孝雄
美術館・郷土資料館長 渡辺 哲也
図書館長 池座 一雄
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 鎌田 俊郎
委員 鈴木 一代

齋藤委員長 : 平成25年第13回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、鎌田委員と鈴木委員にお願いいたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が5件となっております。

議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いいたします。

鈴木部長 : 議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」をご説明いたします。

本議案は、図書館の駅前学習プラザへの移転により平成26年3月31日をもって茂原公民館を廃止することに伴い、茂原市公民館の設置及び管理に関する条例中、茂原公民館に関する条項を削除しようとするものです。

なお、茂原公民館は総合市民センター建設時に公民館として国・県から補助金を受けていることから、駅前学習プラザへの移転時に補助金返還の問題から廃止することができなかった経緯があります。

しかしながら、平成20年4月10日に開催された「補助金等適正化中央連絡会議」において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認について」の取扱いで「社会経済情勢の変化への対応や既存ストックの効率的活用による地域活性化の観点から、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす」と決定されたことから、昭和48年に設置された茂原公民館につきましては、補助金の返還をしないで廃止することが可能であります。

それでは、第1号議案の参考資料、茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。なお、茂原公民館に関する削除条項は、第3条と別表の(第10条)に関する条項であります。

- 齋藤委員長 : 1号議案についての質疑をお願いいたします。
- 足立職務代理 : 関連の質問でもいいですか。使用料金のことが書いてあるんですが、来年の4月になれば8%になってこの使用料金が変わってくる、また2年後になると10%になって変わってくる。その都度やらないといけない。私たちの業界は、外税が認められるようになりました。市の場合は、外税は認められないんですか。もし認められるのであれば、税金外した金額にして、別途消費税と書いた方が後で直さなくても済むのではないかなと思うんですが、その辺は市の場合は外税は認められていないのでしょうか。
- 鈴木教育部長 : 大変不勉強で申し訳ないんですが、基本的にずっと内税でやってきたので、そういう解釈で取り扱ってはいるんですが、外税の扱いについては調べさせて頂かないと、即答で間違ったことを言ってしまうと申し訳ないの。これまでは、市は内税でやっています。
- 齋藤委員長 : 内税より外税の方が利用者にとっては分かりやすいですね。その辺はまだはっきりしないということで、調べておくということでもよろしいでしょうか。次は、いかがですか。
- 無いうでしたら、採決に入ります。
- 議案第1号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 齋藤委員長 : 議案第1号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 鈴木教育部長 : 議案第2号「茂原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いいたします。
- 本議案は、図書館の駅前学習プラザへの移転に伴い所要の改正をしようとするものです。
- それでは、第2号議案の参考資料、茂原市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。
- なお、アンダーラインの部分で改正された箇所があります。
- 主な改正内容は、題名を「茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例」に改めます。
- 第2条は、見出しに「名称及び位置」を付し、「八千代2丁目9番地」を「千代田町1丁目6番地1」に改めます。
- 第5条から第11条までは、新たに管理に関する条項を追加するものです。なお、第10条に「指定管理者による管理」、第11条に「指定管理者が行う業務」を追加します。これが指定管理に伴う主な改正の内容でございます。
- 齋藤委員長 : 質疑に入ります。いかがでしょうか。
- 足立職務代理 : 今度、指定管理者を置くということになってきまして、図書館の館長も指定管理者が行うことになると思うんですが、責任の所在なんですか、館

長が全ての責任を負うのか、それとも館長に準ずる市の職員がそのまた上において責任者として責任を負うのか、その辺の責任者の位置、立場というところがどうなるのかお聞かせください。

- 齋藤委員長 : 池座館長いかがでしょうか。
- 池座図書館長 : 今、原則では開館時間も含めて、館長権限で行っています。その他をどうするのかという問題は、これから検討します。
- 鈴木教育部長 : 管理上の責任は原則として、指定管理業者が管理することになっていますが、色々な改正を伴うもの、例えば開館時間や休館については、当然市の管理下にある施設ですので、館長からの要請に基づいて協議して決定していくという考え方です。あと、建物自体は南総さんの所有物ですので、南総さんとの協議が必要になることもあるとは思いますが、日常的な管理運営上のものについては、指定管理業者と南総さんとの協議になると思います。賃料や色々な問題、重要な案件については、市が責任を持って運営していくという形になると思います。
- 齋藤委員長 : 明確な解答であろうと思います。いかがでしょうか。
- 足立職務代理 : 市がというのは、教育委員会がということですね。
- 鈴木教育部長 : その通りでございます。
- 鎌田委員 : 今のところで、館長は次のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命じることが出来るとあるんですが、館長がいない時はどうなりますか。
- 鈴木教育部長 : 基本的に指定管理業者さんの方には館長という役職の人がその館の責任という形で職責を全うして頂くということになりますが、当然、副館長とか主任という名前が付くのかは分かりませんが、館長も365日勤務は出来ないでしょうから、そういう館長に代わる、館長を補佐する職の人がいると思いますので、その方が適切な管理をすると仕様上はなると思います。
- 齋藤委員長 : ごく一般的な解答だと思います。いかがでしょうか。
- 鎌田委員 : こういう文書は慣れていないので分からないんですが、一般的にそのまま読めば館長ということになりますよね。それに対して、付け加えることとか(なくていいんでしょうか)。文書についていつも漏れの無いように細かく見るじゃないですか。こういうのはこのままでいいんですか。館長の代理者だとかそういう記載はなくていいんですか。
- 鈴木教育部長 : 指定管理をこれからお願いするに当たりまして、指定管理者として最低限、館長という役職が無いと色々な運営上のトラブルが発生しますので、館長を置くというふうに条例上は規定してありますけれども、これから業者に仕様書を提案してもらう時には当然、そういう場合の対応についてはどう対応するのかということは提案要件の中に入って来ます。今、常識的な話として申し上げたのは、館長がいなかった場合についてどう対応するかということは、当然提案されると思いますが、提案の名前が副館長という名前なのか、主任という名前なのか分かりませんが、仕様書の中に館長が不在の場合の対応についてどうするかという提案がなされますので、その対応でお願いするという形になっています。
- 鎌田委員 : この文章がまず基になるんですよね。法律みたいなものなんですよね。今の説明だと、後はあちらに任せるといような感じなんですけど。
- 鈴木教育部長 : ここに書いてあることは、館長その他必要な職員を置くという形になっていますので、必要な職員というものについては、どういう必要な職員を置くのかということは提案されますので、そこで館長という名が付くものはどうしても絶対条件で置いて下さいと、それ以外にどういう役職の職員を指定管理業者さんが配置するかということは、副館長を置くという提案もあるでしょうし、主任という形で提案するということもあるでしょうけど、そこに副館長なら副館長、主任なら主任がどういう役割をするかということは定めたものを出して頂きます。ですので、職務を代理するものについては、副館長という形のものが必要であるという会社は副館長を置くでしょうし、主任でいいというのであれば、主任という形の職員を置くという提案がなされるというふうに理解しておりますので、ご理解頂きたいと思います。

- 齋藤委員長 : そこに書いてある4条は、その他必要な職員を置くとそれだけしか書いていないけれども、もう少し詳しく書いた方がいいんじゃないですかというように主旨のご質問だと思います。ですから、最終的にはその辺はもっと細かく書けるということですかね。そう理解してよろしいですか。
- 鈴木教育部長 : 条例としては今これで提案していますので、教育委員さんの意向としてこういうふうに書き直すということで、一文を付け加えて欲しいということであるのであれば、それは当然審議された結果で、こういう文書がここに入るということは可能です。
- 鎌田委員 : こういう文書が普通ならそれでいいんです。一般的に見た時に、(文言が)足りないのかなと思っただけなので。
- 齋藤委員長 : 他の委員さんにお伺いします。
ただ今の、鎌田委員の他の職員を置く、この辺をもう少し細かく書いた方がいいのではないかというご意見を取り入れた方がいいとお思いでしょうか。いかがでしょうか。もしそうであれば、一部を改正するというふうになります。
- 鈴木委員 : 確認いいでしょうか。図書館に、館長その他必要な職員を置くというのは、これは全て指定管理者の方ですよ。私は、良いのかなというふうに思います。
- 齋藤委員長 : 私もこれで良いかなと思います。
- 鈴木委員 : もちろん進めていく上では、色々な細かい責任を持ってもらわないといけないんですけども、条例の上ではこれでいいのかなと思います。
- 齋藤委員長 : いかがでしょうか、教育長と足立委員。
- 古谷教育長 : その他必要な職員と書いてありますので、これは館長がもし不在の時とかそういう時には当然相手方の会社の方で、プロポーザルをした時に、こういう職員を置きますというふうに出て来るだろうと思います。
- 足立職務代理 : 鎌田委員のおっしゃることはよく分かります。
- 齋藤委員長 : 言っていることは分かるんですよ。ただ、条例として出した時に、はたして細かいところまで(表記すべきかどうか)。
- 足立職務代理 : 関連なんですけど、例えば、給食センターは一部業務委託だから、市の職員もセンター長とかで入っていますよね。ですが、今回の図書館の場合は完全に業務委託するわけです。ということは、市の職員は全然入らない。そういうところにおいて、細かい部分があった方がいいのではないかという鎌田委員の意見であれば、私は(表記が)あってもいいかな。鎌田委員のおっしゃるところにどちらかというに近い感じです。
- 鈴木委員 : もう1つよろしいでしょうか。
管理業者が全部ということなんですけど、この前、臨時会の時に司書のお話が出ましたよね。それで、その時に司書が本屋さん(仮の指定管理業者)と(業者が同じだと談合にならないか)というようなお話が出た時に、生涯学習課長が、生涯学習課の方にも司書を置きながら確認をして図書の購入をしていくというお答えを頂きましたし、鈴木教育部長のお話の中にも、市の方の司書という言葉があったと思います。市と管理会社、その辺の絡みというのも難しいのかな。そう考えると、細かく書く必要があるのかなというのは、私も少し考えたんですが、条文としてはこれでいいのかなと思いました。
- 齋藤委員長 : 条例としては、これでいいのではないかというのが多分にありますが、もし言えるのであれば、そういう部分が教育委員会会議では意見として出たということでもよろしいでしょうか。
- 鎌田委員 : 全然難しいことは言っていないで、ただこれを読んだ時に、館長がみんなやると書いてあるので、文書を普通にこれだけ読んだら、館長がいない時はどうするんだろうと思っまして。役所の文書として、館長というのが、館長以下、副館長だとか代わりになる人も含むって読めれば、それでいいんです。
- 鈴木教育部長 : それでは、役所は法規文書に基づいて作っているもので、その辺の教育委員さんの意向を踏まえた流れの中で、法規文書の方を再度確認致しますけれども、これで役所としては通常の表記であるということであれば、この

- ままいかせてもらいますし、その辺のところを加味できるような形で法規の方が書くことが可能であれば、それはまた検討します。基本的にはそういうことで理解して頂いてよろしいですか。
- 齋藤委員長 : 他にご意見ございますか。無いようでしたら議案第2号について採決に入ります。議案第2号は、今、教育部長に申し添えましたことを踏まえて、原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 齋藤委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。続きまして、議案第3号「茂原市茂原駅前学習プラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いいたします。
- 鈴木部長 : それでは、議案第3号「茂原市茂原駅前学習プラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」をご説明いたします。
本案は、平成26年3月31日をもって茂原市茂原駅前学習プラザを廃止することに伴い、茂原市茂原駅前学習プラザの設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。
- 齋藤委員長 : これはよろしいですか。それでは採決に入ります。
議案第3号、原案どおり可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 齋藤委員長 : 議案第3号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。続きまして、議案第4号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いいたします。
- 鈴木教育部長 : 議案第4号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」をご説明致します。この等というところに、社会教育施設全ての使用料金が含まれておりますので、今回1号と4号で出ていることをご理解頂きたいと思っております。
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、消費税率が平成26年4月1日より現行の5%から8%へと変更されることとなりました。それに伴い、教育部所管の施設利用料につきまして、利用料の改正を図るものです。こちらにつきましては、先程ありました内税の話と、施設と致しましては、公民館、市民会館、体育館、美術館・郷土資料館、社会教育センターの使用料金を消費増税に伴って、改正しようとするものです。
- 齋藤委員長 : 議案第4号、条例等に関する等というところまで説明を頂きました。議案第4号につきまして、質疑をお願いいたします。
- 足立職務代理 : 先程言った通り内税。前の料金体系を見ると、1円のところの端数は切り捨てているんですね。今回は、8%でピッタリの数字になっているんですけども、そういうことも起こり得るわけであって、法律が許すのであれば、外税表記の方がいいと思いました。
- 齋藤委員長 : 先程の関連だと思います。確かに外税の方が分かりいいんですよ。
- 鈴木教育部長 : 色々な考え方があると思うんですが、公共施設は使用料1時間いくらからですと言った時に、いくらからで消費税がいくらかで合計いくらかですと言うよりは、いくらからですと内税ですと言った方が分かりやすいので、その辺のところはご理解頂きたいと考えております。
- 鎌田委員 : 計算を試みましたが、(算出方法に)統一性はあるんですか。
- 唐鎌中央公民館長 : 財政課の方から指示がありまして、ある一定の係数を掛けるという数字がありまして、それで計算しますと確かに端数が出るんですが、その算定式で計算しています。
105分の108を掛けるという数式です。一回105で割って、それで108を掛けるという指示が出ています。
- 鎌田委員 : 数式はそれだけですか。切り上げたり、切り捨てたりしてないですか。
- 唐鎌中央公民館長 : 10円未満は切り捨て。

渡辺美術館・郷土資料館長 : 美術館の場合は、やはり今回消費税の改定を致しました。13ページをご覧頂きたいと思います。当然前と後があるわけですが、前は1,570円が1,620円に改定する予定です。それは、基本的に9時から12時という3時間あります。3時間というので、基本的な時間は1時間500円という単価がございまして、3時間ですから1,500円。その5%で1,575円という基礎があります。行政の場合は、円単位は切り捨てとということがありますので、1,570円というのが前回の改正の時に出た数字です。今回は、1,500円に8%掛けて、端数を切り捨てると1,620円ということになりますので、そういう基本的な単価にそれぞれの消費税を掛けて、円を切り捨てるとというのが基本的な算式かと思えます。

齋藤委員長 : 後で、細かい計算を教えてください。よろしいですか。

※ 会議後、計算方法を報告。会議録最終ページに算出方法掲載。

他に議案第4号について質疑をお願いします。

他に発言が無ければ、議案第4号について採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

各委員 : 異議なし。

齋藤委員長 : 議案第4号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。

続きまして、議案第5号「茂原市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について」の説明をお願いいたします。

鈴木教育部長 : 議案第5号「茂原市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について」をご説明致します。

本案は、平成25年10月22日に、茂原市中善寺の「金坂医院 金坂明美氏」より、茂原市立図書館へ図書教材を購入してもらいたいとの希望で100万円の寄附がありました。これにつきましては、市立図書館の図書が今回水害で被害を受けましたので、そのことの情報を得て、金坂医院の金坂先生より、いつも図書等の寄附を頂いているんですけども、特別にこういう形で寄付の申し出があり、寄附を頂きました。

「茂原市教育委員会感謝状贈呈規程」に定められた感謝状の贈呈基準である「市の教育振興のため100万円以上の金品の寄附をした者」に該当する為、本議案において金坂明美氏に対して感謝状を贈呈しようとするものです。この方は、昭和62年より鶴枝小学校の学校医として児童の健康面に対しましてご尽力頂いているという実情もございまして。過去にも、金坂さんには感謝状を贈呈した経緯がございますけれども、今回1回で100万円頂きましたので、感謝状を贈呈したいということでご理解頂きたいと考えております。

足立職務代理 : 今のお話の中にもありましたけれども、過去にも頂戴しているんですが、累計が分かれば教えてください。

鈴木教育部長 : 累計300万円です。200万円と100万円です。

齋藤委員長 : 関連なんですけど、その都度貰うとそれで終わりですよ。例えば、500万円だと、褒賞貰えますよね。

鈴木教育部長 : 教育委員会の感謝状については100万円になった時点で、その都度、教育委員会会議にかけて、感謝状を贈呈するかということを決めて、贈呈しています。それから、褒賞の関係については、正確な数字を今持っていないので、申し訳ございません。

古谷教育長 : それは、市の褒章ですか。

鈴木教育部長 : 国の褒章です。地方公共団体に対して、金品でいくら以上という規定があります。

齋藤委員長 : それを確認して、もし該当するなら申請してください。

鈴木教育部長 : はい、分かりました。

齋藤委員長 : 議案第5号、いかがでしょうか。他にございますか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

- 各委員 : 異議なし。
- 齋藤委員長 : 議案第5号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。引き続き、報告事項に入ります。報告事項の1「平成25年度12月補正予算要求について」の説明をお願いいたします。
- 中山次長 : それでは、お手元の資料に沿いまして補正予算についてご説明致します。2枚になっているんですが、1枚目が通常の12月補正予算要求、2枚目が台風26号による災害に対する補正予算になっています。通常の方からご説明致します。歳入につきましては、東中学校の耐震補強工事の増額分でございます。あと、寄附金が52万4千円、これは「郷土に愛唱歌を」という団体の実行委員会から茂原小学校に、災害対策用の備品購入費として、寄附がございました。もう1つ教育寄附金ですが、これは今ありました金坂明美さんと、図書購入費として100万円ということになっています。歳出の方ですが、教育総務課としまして、学校建設費、東中学校耐震補強工事が増額になりましたので、7,800万円要求致しました。あとの分は、消費税が8%になるということで、その分を要求致しました。これは要求通り、9,826万6千円要求しまして全額付いております。次に、その下の幼稚園費ですが、これは幼稚園の遊戯室のエアコンの空調機設置を要求致しました。610万1千円、これも要求通り付きました。次に、学校教育課ですが、小学校費、施設整備維持管理費で、小破修繕用原材料購入費100万円等170万4千円を要求しまして、要求通り付いております。中学校費につきましても、50万円要求して50万円付いております。中学校費の教育扶助費につきましても、21万2千円要求したんですが、ゼロ査定となっております。幼稚園の管理費ですが、これも原材料費15万円要求しまして、要求通り付いております。幼稚園費の教育扶助費ですが、39万1千円要求しましたが、ゼロ査定となっております。本納公民館ですが、これは雨漏り補修工事として210万円要求しまして、要求通り付いております。図書館は、先程金坂さんから寄附を頂きました100万円を、図書購入費として計上しまして、要求通り付いております。次に、災害に対する補正要求ですが、これは専決処分で既に執行されているものもございまして、教育総務課では本納中学校の防球ネットが民家の方に倒れてしまいましたので、これの復旧費。それから、市民会館、中央公民館、これは水に浸かりまして空調設備等が不良になりましたので、その復旧費を要求しました。図書館については大きいもので図書購入費を1千万円。44,70万5千円を要求しまして、4,470万5千円の全額付いております。既に工事の方は、順次発注して復旧に向けて取り組んでおります。
- 齋藤委員長 : ただ今「平成25年度12月補正予算要求について」の説明を伺いました。質疑ございませんか。
- 足立職務代理 : 寄附金なんですが、さっき「郷土に愛唱歌を」から茂原小へということで、これは指定寄付だと思うんですが、歳出の小学校のところを見ると、需用費のアルファ米10万円と備品購入費42万5千円なのかなと思うんですが。1千円違うんだけれども。52万4千円はどこへ出ているんですか。
- 鈴木教育部長 : 多く付いている分は、見積もって足りなかった分、市の予算を1千円乗せたんだと思います。
- 足立職務代理 : この指定寄付は、需用費のアルファ米と発電機ほかということでもいいですか。
- 鈴木教育部長 : それは間違いありません。
- 木島学校教育課主幹 : 予算は1千円単位で作りますので、例えばお米が500円という数字が出た場合はそれが繰り上がって1千円余計になりますので、その差が1千円多い。

- 齋藤委員長 : 他にいかがですか。無いようでしたら、報告事項の2に入ります。報告事項の2「平成26年成人式について」の説明をお願いします。
- 高中生涯学習課長 : 報告事項の2「平成26年成人式について」をご報告を申し上げます。平成26年の成人式につきましては、来年の1月12日(日)10時半から市民会館で行います。対象者につきましては、平成5年の4月2日～平成6年4月1日生まれの900名でございます。式典の方につきましては、昨年同様ということで決定しておりまして、一部を成人式、二部を抽選会として行いたいと考えています。
- 古谷教育長 : 2ページ目に当日の式次第及び役割分担を載せてございます。また、運営委員会議の開催状況ですが、これは1ページの終わり、それから運営委員につきましては、成人を迎える方々で平成13年度から運営委員が取り組んでいるというようなことで、最後に運営委員を載せてございます。
- 高中生涯学習課長 : 運営委員会議の中で、やはり教育長が言われたようなことが出まして、それをどういうふうにするかと。今までは、市長なり議長なりお話をしている時に騒いでも、そのまま挨拶をしてもらっていたということなので、進行なり司会の方がそういう状況であれば、その時に割って入って言葉を掛けると、そういうようなことも必要ではないかというようなことも運営会議の中で出ているという報告は受けています。
- 齋藤委員長 : そういう市長からのご意見だったそうです。今年はもし手が打てるなら手を打って頂きたいと、こういうことでございます。
- 鈴木委員 : 去年の会議の記録を見たんですが、鎌田委員の方から第二部の方のやり方について、もう少し考えた方がいいんじゃないかというような意見も出ていたようなんですが。第二部というのは抽選会ですよね。
- 高中生涯学習課長 : 鈴木委員がおっしゃられたように抽選会の他に催し物として何かやった方がいいんじゃないかというようなことは、こちらの方からもお伝えしてきました。それで、運営委員会の中で、またそういうようなことをやりますと収拾がつかないような形も考えられるんじゃないかと、それであれば数は少ないんですけども、商品を出してもらえる、それを皆様方に提供した方がより良いのではないかというようなことで今回、来年につきましては抽選会をまた行うという決定を致しました。
- 鎌田委員 : 市長から何とかならないかというお話があったということなんですが、荒唐無稽な意見かもしれませんが、言ってみれば優秀な方々がお手伝いしているわけですよね。騒ぐ方から見れば、騒ぐのもかわいいものじゃないですか。暴力をするわけではないし。ただ、騒ぐだけなんだけれども。
- 齋藤委員長 : ならば、市長が挨拶をする前に何か少し言いたいことがあるなら、ちょっと上がって言ってもらうという時間を作ってあげて。1つの提案ですけども。
- 齋藤委員長 : 以上、色々踏まえて運営委員会さんの方へ伝えてください。
- 足立職務代理 : 他にいかがでしょうか。
- 足立職務代理 : 抽選会の賞品の一番トップにモバリんぬいぐるみが1人に貰えることになっているんですけども、一番トップというのはどのくらいのものが貰えるんですか。
- 高中生涯学習課長 : 足立委員がおっしゃったことは私が担当に言ったことと同じです。特別賞ってどんなものって。通常のモバリんのぬいぐるみ、2,500円。
- 足立職務代理 : それが1人に当たるのですか。
- 高中生涯学習課長 : たまたま特別賞を一番上に持って来ただけの話で、本来であれば1等から5等までで、それでもう1人茂原市の賞品として、こういうものがありますというような特別賞ということですよ。

- 齋藤委員長 : 特別賞イコール一番高価なものとは限らないわけですね。ものは考えようだと思います。他にいかがでしょうか。
- 鈴木委員 : 去年は、運営委員さんの方に25万円という提示で運営するということができたのですが、今年も同じくらいの金額ですか。
- 高中生涯学習課長 : はい。
- 齋藤委員長 : 他にいかがでしょうか。無いようでしたら、報告事項の2は以上でございます。続きまして、報告事項の3「平成25年第14回（12月定例会）及び平成26年第1回（1月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いいたします。
- 中山次長 : それでは、会議日程についてご説明申し上げます。
平成25年最後になります。第14回教育委員会会議（12月定例会）ですが、12月26日（木）15時から9階会議室で行います。それから平成26年第1回教育委員会会議（1月定例会）ですが、1月30日（木）15時から9階会議室で予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。
- 齋藤委員長 : 他に報告事項はありませんか。いかがでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 報告事項その他の中で1点、茂原市小中学校の学校給食共同調理場の新たな建物建設についてこれから進めようとしているところですが、その中身について担当の方から報告をさせて頂きたいと思います。
- 木島学校教育課主幹 : 学校給食新共同調理場建設に向けてということで、ご説明させて頂きます。1. 現状としまして、施設の状況ですけれども、学校給食法に基づき文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」への対応に課題が多いということが挙げられます。例えば、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するという基準があるんですが、それが出来ていないところがある。それからドライシステム化、これは床を濡らさないとかそういった細菌を繁殖させないようなシステム化がなされていない。従事者の専用トイレが適当な場所にない。そういったことが挙げられています。
次に施設、設備の経年劣化による老朽化が深刻になってきております。これについては、随時修繕等で対応しているところですが、大規模なリフォームは今まで一度もなされておられません。
後は、空調設備が無いので調理場内が高温多湿になるため衛生面に不安がある。特に、夏場は過酷な状況だと思われます。調理員の衛生面でも問題があるのではないかと考えます。
それと今、施設が6つ右側に書いてありますけれども、共同調理場が、昭和56年1月これは小学校分として建設したものであります。それで昭和61年12月これは中学校分を増築したということです。面積としては、1,733㎡で、処理能力は1日6,000食です。次に、東郷小学校の調理場ですが、昭和57年3月に建設、126㎡で1日620食。次に、茂原小学校の調理場。これはちょっと古いですが、昭和42年8月に建設、151㎡で1日380食。次に、五郷小学校の調理場が、昭和56年12月建設、179㎡で1日420食。次に、鶴枝小学校の調理場が昭和54年8月に建設、96㎡で1日250食。最後に、五郷幼稚園の調理場が昭和52年11月建設、79㎡で1日300食。ということで、総計で7,970食、1日あたり最大で調理することが出来ます。それで現在、年間で提供している給食の数なんですけれども、1日あたり約7,000食、年間200日ということで140万食の給食が作られています。
問題点は、各調理場ともに老朽化が著しい上、文科省が定めてあります学校給食衛生管理基準への対応が難しい状態にあります。また、耐震性にも不安がある中で、年間140万食の給食を提供している状況です。食の安心安全を確保するためには、施設の根本的な見直しが必要ではないかということで、2. 対応策なんですけれども、幼児・児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため新たに用地を確保し、上記6ヶ所の調理場に替わる新共同調理場を建設しようというものです。
この建設のための事業手法としましては、最近よく聞かれる言葉だと思

うんですが、PFIという民間の資金を調達するという方法やDBOというPFIに準ずるような方式、それと全く完全な民設民営方式。今、業者等にコンタクトを取ってございまして、PFIをやっている業者さんですね、DBOもやりたいということも言っていましたけれども、あと全くその業者さんとは違う民設民営でやっている業者さんと協議をさせて頂いております。と言いますのも、市の給食事業にかけられる総費用が年間3億程度ということで、原資に限られておりますので、方式を決める上で採算がどの事業だったら合うのか、その辺の見定めと、どの手法を用いるにしてもなかなか業者の数が複数にならない、特に民設民営は今1社しか全国でやっているところがありませんので、1社しかないところを入札でやるというのも話が出来ませんので、ゆくゆくはですが、そういう専門的な知識を持っている有識者の方とか、あとは学校の校長先生も必要だと思いますし、保護者等も必要だと思うんですが、そういう方たち10名程度で学校給食共同調理場建設会議というものを立ち上げて、その中でそれぞれの事業手法を比較して頂いて、本市に見合った手法を答申なりを頂ければと考えております。よろしくお願ひします。

齋藤委員長 : 共同調理場の本市の原資が3億というのは、土地代、建設地を含めて全てで3億ということですか。

木島学校教育課主幹 : 現在の通年予算でいきますと、運搬費を含めて。要は、新しい調理場を建設するわけですので、土地も借りるか、購入はちょっと難しいかもしれませんがするわけですので、とても3億では泳ぎきれません。

部長が試算したのがあるんですが、PFIでプラス1億4千万。

これを15年間支払い続けなくては行けないと。ですので、ちょっと普通で考えればPFIでは難しいだろうと。

足立職務代理 : 萩原小学校が新たに校舎を作る時に調理場が無くなりましたよね。自校給食が。今のお話を伺っていると、要は共同調理場で全部賄っていかうというような、今ある他の5つの小学校・幼稚園の給食調理場は無しにして、1つの調理場で賄っていかうというお考えですか。

鈴木教育部長 : 基本的に現状の流れとしては、共同調理場で一元化したいという考え方を持っています。その理由の1つが、現在、単独調理場が5ヶ所ありますけれども、だいたい建設されたのが昭和42年から56、57年までの間のもので、それにしてももう30年は経っている施設ですので、施設がまず老朽化しているという部分と、それと先程出てきましたけれど文部科学省の衛生基準、結局基本的な作り方が、昔は煮沸消毒と言って熱湯で菌を殺すという考え方だったんですが、今はそういう考え方ではなく、床に水は当然撒かないし、湿度が高くなると菌が繁殖しやすくなるので、ドライ化ということでアルコール消毒という形の流れになっています。一番心配しているのは、茂原の給食で万が一事故が起きた場合に、人命に関わること。今はアレルギーの問題も出てきていますので、そういう対応の問題も含めた流れの中で、やはり給食調理場を新しく建設せねばならないということは茂原の重要課題だと。そういう流れの中で、単独を残せるかという話になった場合に、単独の部分と共同調理場の部分で当然ギャップがありますので、ギャップをそのまま残したままでやれるかということになると、財源の問題もあるんですが、やはり一元化せざるを得ないという考え方を持っています。財源が単独にかかる費用も当然含まれて、ざっと今かかっている経費が3億という話で、その中で何とか泳げないかという話の検討をして頂こうというふうに考えています。出来れば何とかその予算で立てられればと考えています。

齋藤委員長 : おそらく足立委員の真意は、想像ですが、共同調理場がいいのか、今までみたいに個別で同じ釜の飯を作るというそういう意味合いのもとで。私はその辺のことをお聞きしているんじゃないかなと思ったんですが。

基本的には、原資が足りない。1つ1つでは、対応できないということで、おそらくしょうがないという考えですね。

足立職務代理 : 無い袖は振れぬという話で、よく分かるんですが。船橋は、百何十校全部、自校給食だというのを聞くと、非常に都市間格差というものがあるんだなと思いました。

齋藤委員長 他にいかがですか。無いようでしたら、これで報告事項はよろしいですね。

《 新教頭紹介のため、教育委員会会議一時中断 》

齋藤委員長 会議を再開します。これより決定事項に入ります。

決定事項の1「教育委員会委員長の選挙」、決定事項の2「教育委員会委員長職務代理者の指定」を議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

齋藤委員長 決定事項の1、決定事項の2につきましては、非公開とし、秘密会とすることと決定しました。関係者以外の方の退席をお願いします。

《 教育部長、次長、事務局以外退席 》

齋藤委員長 それでは、決定事項の1「教育委員会委員長の選挙」、決定事項の2「教育委員会委員長職務代理者の指定」について説明をお願いします。

齋藤委員長 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

《 関係者以外の入室 》

齋藤委員長 ただいまの秘密会におきまして、「次期委員長の選挙」及び「委員長職務代理者の指定」を行いました結果、次期委員長には足立委員、委員長職務代理者には鎌田委員が決定されましたので、よろしく願いいたします。

任期は、12月17日から1年間となります。それでは、足立委員から一言ご挨拶をお願いします。

足立職務代理 3回目の委員長ということになります。前は、ちょうど国体が開かれた時で、記憶に残る委員長をさせていただきました。12月17日から委員長を仰せつかるわけですが、皆様方のご協力を得まして、無事務めさせて頂きたいと思っております。何分、浅学菲才でございますが、それこそお力添えが無いと何もできませんので、よろしく願いしたいと思っております。

齋藤委員長 続きまして、委員長退任挨拶ということになっております。

今、それこそ教育委員会と言いますと、盛んに叩かれます。教育委員会追認機関、ガス抜き機関、あんなものはいらないというのが一般的な世間の風潮ですが、正直私も当初はそういう考えが強くございましたけれども、最近になってだいぶ考えが変わって参りました。と申しますのはただ1点です。私ども教育長を含めてこの教育委員会5人が、これはこれしかない、これで絶対ということになりますと、国、いわゆる文科省とも戦えます。教科書の採択問題を見ても分かると思います。我々の場合、直近で考えますと、図書館の移設問題です。プラザに移転する、この問題も我々5人がダメだと言え、おそらく行かないと思います。それだけのパワー、組織があるということであるならば、もっともそこまで決断を迫られることはありませんでした。と言うのは、行政側の皆様方がその辺を十二分に地ならしをして、委員会へ上げてきて頂けるからこそだと思います。それが基本にありまして、我々がそういうパワーがありながら、それを発揮しないで済んだということは非常に良いことだと。ですから、一部で教育委員会不要論等というようなお話が出ておりますけれども、私は今の教育委員会は存在価値があると、十二分に力を発揮出来る場があるというように確信をしております。それから、個々の問題については、色々対応については問題があろうかもしれませんけれども。

そういうわけで、私も1年間委員長をやらせて頂きまして、考えがだいぶ変わりました。皆様方には色々お世話になりました。そして、教育委員会のあり方というものもこれでいいんだと、改めて認識をすることが出来ました。これも皆様のおかげだと思っています。ありがたく思っております。1年間、ありがとうございました。お世話様でした。

以上で、第13回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月26日

委員長 齋藤 晟

署名委員 鎌田 俊郎

署名委員 鈴木 一代

【補足】議案第4号 施設利用料計算方法

(総額表示 原価×1.08)

- ・茂原市公民館の設置及び管理に関する条例
- ・茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例
- ・茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例

(総額表示 現在の額÷1.05×1.08)

- ・茂原市市民会館条例
 - ・茂原市市民体育館条例
- ※ 平成17年消費税改正と共に価格体系を変更あるいは値上げを行ったため、原価が不明で、消費税込の価格しか現在把握できないもの。